

豊田市介護予防事業（成果連動型）企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本業務は、対象者に対して多様な事業者と連携し、民間の創意工夫を活用した社会参加機会を提供することによりフレイル及び要介護リスクの低減を図るとともに、成果連動型の報酬の支払いの仕組み等により市内事業者の介護予防事業への参画を促進し、まちぐるみで介護予防に取り組む意識の醸成を図ることを目的とする。

2 契約の概要

業務内容は、別添「豊田市介護予防事業（成果連動型）企画運営業務委託 仕様書」のとおりとする。

また、本事業は令和3年7月から令和8年6月までの間において、豊田市が実施する「ずっと元気！プロジェクト」の後継事業として、「ずっと元気！プロジェクト」の実績及び成果を踏まえつつ、契約の目的及び以下に掲げる事業目標を達成するために、「ずっと元気！プロジェクト」の仕様の一部を変更して実施する。

＜事業目標＞

- ・ 6, 000人の高齢者（65歳以上、要支援・要介護認定なし）の社会参加機会の創出あわせて、本事業実施後の、令和11年度以降の豊田市において市費に依存しない形で継続して社会参加型の介護予防事業が実施できる仕組みの構築を重視する。

3 提案限度額

100,000,000円（消費税込み）

契約金額と成果報酬の合計額の上限とする。成果報酬の上限額は、100,000,000円から契約金額（消費税込み）を控除した額とする。

ただし、契約金額について提案すること。

4 応募者の要件

(1) 応募者

ア 応募者

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同体（以下「グループ」という。）とし、グループで応募する場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとし、代表事業者を除く構成員は、別に定める委任状を提出すること。

イ 参加資格

単独事業者又はグループは、「5 参加資格要件」を満たす者であること。

ウ グループの構成員

- (ア) 応募書類の受付後は、原則として構成員の変更（及び追加）は認めないものとする。
 ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。
 (イ) 構成員は、本業務に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないものとする。

5 参加資格要件

(1) 単独事業者

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

イ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ないものとする。）

キ 公告日において、次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

- ・令和3年4月以降に官公庁民間問わず発注の、成果連動型事業（PFS/SIB）

の設計又は運營業務の履行実績

- ・令和3年4月以降に官公庁発注の、高齢者向け社会参加事業の運營業務の履行実績

※官公庁とは、国、地方公共団体、公社及び独立行政法人のことを指す。

(2) グループ

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 代表事業者を含むグループの構成員（以下、「構成員」という。）は、前号のアからカの要件を満たすこと。

イ 代表事業者は前号キの要件を満たすこと。

6 選考日程

(1) 全体スケジュール

5月18日(月)	業者選定審査会による方式の決定
5月19日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始 業務説明資料等の交付開始
6月1日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限 ※午後5時まで
6月2日(火)	参加資格確認通知書の送付
6月4日(木)	質問の回答期限 ※午後5時まで
6月11日(木)	提案書等提出期限 ※午後5時まで
6月16日(火)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月17日(水)	選考結果の通知 最優秀提案者との仕様書の協議開始
7月6日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
7月15日(水) 予定	見積徴収
7月23日(木) 予定	契約締結

(2) 選考委員会ヒアリング

ア 日時 令和8年6月16日(火) 午前9時から午後5時までのうち、指定する40分間

イ 場所 豊田市役所 東52会議室(東庁舎5階)

- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき、1社40分(説明15分、質疑応答25分)のヒアリングを行う。なお出席人数は3名以内とする。
 - ・必要に応じて質疑の時間を15分とし、ヒアリング時間を1社30分に短縮するものとする。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、応募者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全応募者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - ・社会情勢によりヒアリング方法を変更する可能性がある。その場合は、WE

B会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

7 選考委員

委員長 保健部 副部長 寺田 剛

委員 学識経験者 横山 芽衣子

(日本老年学的評価研究機構 研究員)

学識経験者 近藤 敬太

(豊田地域医療センター 総合診療科・在宅医療支援センター長)

健康づくり応援課 課長 野嶋 志帆

未来都市推進課 課長 清水 智哉

8 提案書等の提出書類

提出書類は、A4判とし、両面印刷により作成することとする。提出書類の枚数は10枚以内とし、契約金額の見積書及び積算内訳書については、この枚数に含めないものとする。記載内容については、以下の事項を漏れなく記載すること。提出部数は、正本1部及び副本6部とする。なお、副本の作成にあたっては、社名を一切記載せず、社名を連想させるロゴ、商標その他これに類する表示も使用してはならない。これらの事項は、表紙及び目次に限らず、本文中についても同様に適用するものとする。

また、提出書類については、紙媒体による提出に加え、電子データも提出することとし、当該電子データは指定された問合せ（提出先）メールアドレス宛に送付するものとする。

(1) 企業実績

以下のいずれかの業務に関する履行実績

・令和3年4月以降に官公庁民間問わず発注の、成果連動型事業（PFS/SIB）の設計又は運営業務の履行実績

・令和3年4月以降に官公庁発注の、高齢者向け社会参加事業の運営業務の履行実績

※官公庁とは、国、地方公共団体（都道府県・市区町村）、独立行政法人のことを指す。ただし、グループの場合は、代表事業者の実績のみ記載する。

(2) 業務担当者の実績等

業務担当責任者、業務担当者等の資格、経歴、前号に該当する業務実績

(3) 業務実施計画等

ア 業務実施体制

(ア) 業務の実施体制・知識

(イ) 業務目的の理解度

(ウ) 本市の特性・現状の理解度

イ 各種設計・計画

(ア) 事業企画・運営

- ・サービス提供事業者の選定、支援及び管理方法
- ・広報活動及びイベントの実施計画並びに概要
- ・サービス提供事業者への報酬額の算定方法、単価及び支払条件

(イ) 参加者獲得の手法

実参加者 6,000 人達成に向けた具体的な参加者獲得の手法

(ウ) 市内事業者の参入促進計画

ウ 本事業の将来設計

事業終了後の以下の内容が整理された将来設計資料

- ・事業終了後の運営主体及び事業体制
- ・市費依存脱却の財源構造
- ・参加費徴収モデル

(4) 工程計画

業務目的及び目標達成に向けた工程計画

(5) 契約金額の見積書及び積算内訳書

※成果報酬の額を含まない額で提案すること。

9 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。事務局の採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選考する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務実績、経歴等 (90点) 【事務局評価】

- (ア) 企業実績 (40点)
- (イ) 配置予定者の経験及び能力 (50点)

イ 業務実施計画等 (72点) 【選考委員評価】

- (ア) 業務体制 (20点)
- (イ) 各計画 (30点)
- (ウ) 本事業の将来像 (12点)
- (工) 工程 (10点)

ウ 価格 (50点) 【事務局評価】

※評価点 (500点) = ア (業務実績、経歴等 (90点)) + イ (業務実施計画等 (72点)) × 5人 + ウ (価格 (50点))

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50\text{点満点 (価格点数)} \times \left(\frac{\text{契約金額の最低見積提示金額}}{\text{契約金額の見積提示金額}} \right)$$

- (3) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 提案者が1者の場合でも、最低基準点（270点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

10 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては応募者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 本契約の履行結果が優良な場合、令和9年度及び令和10年度に実施予定の豊田市介護予防事業（成果連動型）企画運営業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問合せ（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 保健部健康づくり応援課
電話 0565-34-6627（直通）
FAX 0565-34-6186
E-mail : kenkououen@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>1 資本関係</p>	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合 (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>2 人的関係</p>	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） エ 組合の理事 オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者 (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>